

年 月 日

松江市上下水道事業管理者

上下水道局長

様

使用者 住 所

フリガナ

氏 名

Ⓜ

電 話

誓 約 書

水せん番号	号	水道工事をする場所		
		松江市	町 丁目	番地 番 号
施 設 の 名 称				
所 有 者 (管 理 人)				
連 絡 先 (電 話)	(自 宅)	—	(勤 務 先)	—

上記の装置を設置するにあたっては、下記事項を誓約します。

1. 受水タンク以下の装置（以下「タンク以下装置」という。）は水道法（昭和32年法律第177号）でいう給水装置ではないので、タンク以下装置及びそれにより供給される水の水質及び衛生等の管理は、管理人が責任を持って行うこと。
2. 前項の管理責任を果たすために、漏水防止、修繕工事及び水質管理等については、修繕工事を行う者の指定事故発生時における具体的な対策を設けること。
3. 施設の改善又は変更工事を行う場合は、直ちに水道事業管理者に届け出ること。
4. タンク以下の装置について問題を生じた時は、管理人と使用者の責任において解決すること。